

平成29年第1回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

おいらせ町議会 平成29年第1回臨時会記録

おいらせ町議会 平成29年第1回臨時会記録				
招集年月日	平成29年1月16日(月)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成29年1月16日 午前10時01分 議長宣告			
散 会	平成29年1月16日 午前11時11分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1番	澤 上 勝	2番	澤 上 訓
	3番	木 村 忠 一	4番	高 坂 隆 雄
	5番	田 中 正 一	6番	平 野 敏 彦
	7番	檜 山 忠	8番	川 口 弘 治
	9番	吉 村 敏 文	10番	澤 頭 好 孝
	11番	西 館 芳 信	12番	西 館 秀 雄
	13番	佐々木 光 雄	14番	松 林 義 光
	15番	沼 端 務	16番	馬 場 正 治
不応招議員	なし			
出席議員	14名			
欠席議員	9番 吉村敏文 14番 松林義光			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正太郎	教 育 長	福 津 康 隆
	総 務 課 長	小 向 道 彦	分庁サービス課長	松 林 政 彦
	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿	まちづくり防災課長	田 中 貴 重
	税 務 課 長	小 向 仁 生	町 民 課 長	澤 田 常 男
	環 境 保 健 課 長	松 林 由 範	介 護 福 祉 課 長	倉 舘 広 美
	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸	商 工 観 光 課 長	松 林 光 弘
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	病 院 事 務 長	小 向 博 明
	会 計 管 理 者	北 向 勝	学 務 課 長	泉 山 裕 一
	社会教育・体育課長	柏 崎 和 紀	選挙管理委員会事務局長	小 向 道 彦
	農業委員会事務局長	西 館 道 幸	監 査 委 員 事 務 局 長	中 野 重 男
選挙管理委員会委員長	相 坂 一 男	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	中 野 重 男	事 務 局 次 長	小 向 正 志

	臨時職員	吉田美里	
町長提出 議案の題目	1 報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について)	
	2 報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に ついて)	
	3 議案第1号	防災行政無線放送施設改修工事請負契約の締結について	
議員提出 議案の題目			
開 議	午前10時01分		
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
	7番 檜山 忠 議員		
	8番 川口 弘 治 議員		
議 案 の 経 過			
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨	
会議成立 開会宣告	事務局長 (中野重男君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 着席ください。	
	馬場議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりま	

		<p>すので、これより平成29年第1回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時01分)</p> <p>なお、15番、沼端務議員が出席しましたので、先ほどの13人を訂正して、ただいまの出席議員は14人です。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>なお、9番、吉村敏文議員、14番、松林義光議員は欠席であります。</p> <p>山崎市松農業委員会会長は、本日、所用のため欠席との申し出がありましたので、報告いたします。</p>
議事日程報告	馬場議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
会議録署名議員の指名	馬場議長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は7番、<u>檀山忠</u>議員及び8番、川口弘治議員を指名いたします。</p>
会期の決定	馬場議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>会期決定の前に議会運営委員長の報告を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いします。</p>
委員長報告	13番 (佐々木光雄君)	<p>おはようございます。</p> <p>議会運営委員会委員長報告をいたします。</p> <p>去る1月10日告示、本日招集されました平成29年第1回おいらせ町議会臨時会の会期について、本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本臨時会の会期は別紙配付の会期及び審議予定表のとおり、本日1月16日の1日とすることに決定いたしました。</p> <p>何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願いを申し上げまして委員長報告といたします。</p>

諸般の報告	馬場議長	<p>議会運営委員長の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日といたしたいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。</p>
提案理由の説明	馬場議長	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付しているとおります。ご了承願います。</p> <p>なお、本臨時会の会期中は、町当局の協力を得て、広報写真の撮影をしてもらうため、担当係員の議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p>
	馬場議長	<p>日程第4、議案の一括上程について。報告第1号から第2号まで及び議案第1号の以上3件を一括上程いたします。</p> <p>町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、演壇にてお願いします。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>おはようございます。</p> <p>議員各位には何かとご多用のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>新年を迎えての初議会開会に当たり、本年も町民の幸せと町の発展のため、職員ともども全力で行政運営に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。</p> <p>それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、報告第1号、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る平</p>

	<p>馬場議長</p>	<p>成28年12月28日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休業の分割取得を可能とすること等所要の改正を行うものであります。</p> <p>次に、報告第2号、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る平成28年12月28日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子に含まれるものを定めるものであります。</p> <p>次に、議案第1号、防災行政無線放送施設改修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、防災行政無線放送施設改修工事請負契約につきまして、去る1月6日に株式会社パル電装技研ほか9社による指名競争入札を執行したところ1億1,804万4,000円で浪岡電設有限会社が落札者と決定いたしましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。</p> <p>その内容につきましては、現在、百石地区全域で運用しているアナログ方式の防災行政無線を下田地区で既に運用しているデジタル方式に改修し、おいらせ町全域をデジタル方式とした運用に一元化するため、施設改修工事を行うものであります。</p> <p>以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして本職を初め担当課長に説明させますので、何とぞ慎重ご審議の上議決いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>日程第5、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の</p>
--	-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当局の説明	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから報告第1号について採決いたします。 本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
馬場議長	日程第6、報告第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 総務課長。	
総務課長 (小向道彦君)	それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。 議案書の7ページから10ページになります。 本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、平成28年12月28日に、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、その承認を求めるものであります。 法の改正につきましては、対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組養親に委託されている子とを加えるものであります。 条例の主な改正内容を新旧対照表で説明しますので、議案書の19ページをごらんください。 第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める者につきましては、子の範囲を定めるもので、国に合わせ養子縁組里親として職員に委託しようとしたましたが、実親等の同意が得られなかったため養育里親としての職員に委託された者を加えるものであります。 第3条、育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情	

質疑	馬場議長	<p>及び20ページ、第10条、育児短時間勤務の終了後1年以内に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情につきましては、再度の育児休業等ができる特別の事情として国に合わせ、特別養子縁組が成立しなかった場合等を加えるものであります。</p> <p>第20条、部分休業の承認につきましては、育児時間と介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間までとするよう調整するものであります。</p> <p>なお、この条例は平成29年1月1日から公布するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	6番 (平野敏彦君)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
	馬場議長	<p>改正の部分については、今、説明があつて「ああ、なるほどな」というふうなところもわかりますけれども、実際に職員がこういうふうな改正があつて、今現在、年休の消化とかそういうふうなのが、あまり私は調べていないのですけれども、ほとんど残しているのではないかなど。</p> <p>こういうような制度ができて、改正をしても、簡単にこれらを利用する条件になっているのかどうか、私はちょっと疑問があるのですけれども、今、職員の年休消化、それから、これは多分、年次休暇とはまた別の特別休暇に値するかと思いますが、この辺どうでしょう。</p> <p>この制度は、職員は本当にこの制度を使っているような効果が得られるというふうに解するのか。今現在の年休の消化率が何パーセントぐらい毎年消化されているのか。この辺お知らせいただきたいと思います。</p> <p>総務課長。</p>

答弁	<p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>年休の消化率ということですが、今、手元に資料がございませんので正確な数字は答えられませんけれども、たしか半分にいていなかったように記憶しております。</p> <p>それから、この条例ができて、育児休業等の取得がきちんと図られるのかということですが、今回の育児休業の改正につきましては、この範囲に養親等を新たに含めるもので、通常のこれまでの産休の取得については、それぞれ状況に応じて取得しているものと思っております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>休暇のほうは正確には把握をしていないようですが、育児休業については、ほとんどが制度を活用しているというふうなことは、私もよく理解できます。</p> <p>今回の特別養子縁組の里親の関係ですが、養子縁組が成立しないままという文言があるんですが、これはどういうふうな事例を指すのか。例えば特別養子縁組の家庭裁判所のほうに申請をする、それで裁判所が決定することになると思うんですが、この場合は両親が健在であるとか、そういうふうなのがあって両親が認めないのか。この辺どういうふうな、この文言の意味はどういうふうな意味でしょうか。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>第3条の特別養子縁組が成立しなかった場合等ということのお話ですが、ここにつきましては、再度の育児休業等できる特別な事情ということで、1人目がまずおまして、2人目の育児休業等を取って、その2人目の育児休業を取っていた子どもが、特別養子縁組が成立しなかったという場合について、再度1人目の育児休業を再取得できると、そういう条項であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

質疑	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>私の質問は、今回提案された中の根幹部分とはちょっとずれるのかもしれませんが、従来の育児休暇はそうなんですけれども、今回、介護というふうなことで、これは幾らこれを法律の枠内でとろうが、身分上あるいは福利厚生上とか何ら不都合な待遇を受けるものではないわけですから、ただ1点だけ。ボーナスをもらうときの勤務状況の係数とかありますよね。</p> <p>それから、給与そのものの算定するとき、全く休まない時間と給与をもらっている時間とでは、その対象の係数が違うんじゃないかと私は思うんですけども、その仕組みについて。たしか0.6とか7とか、そういうふうな係数になるのではないかなというふうな思いもあるんですけども、その辺どうなんでしょうかね。お願いします。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>基本的に育児休業ということで休業ですので、給与とか手当は全て出るということではありませんが、今は幾らか給料のほうも出るようになっています。</p> <p>ただ、詳細につきましては、ちょっと今、係数等を記憶してございませんので、後日報告したいと思います。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから報告第2号について採決いたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第7、議案第1号、防災行政無線放送施設改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>議案第1号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の11ページから12ページになります。</p> <p>本案は、防災行政無線放送施設改修工事施工のため、去る1月6日に10社による指名競争入札を執行したところ、1億1,804万4,000円で浪岡電設有限会社が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため提案するものであります。</p> <p>なお、この工事の主な内容は、親局のシステムの改修、屋外拡声固局25基の改修と更新、戸別受信機110台の更新で、工事場所は役場本庁舎及び百石地区全域であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檀山 忠君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、檀山忠議員。</p> <p>会社の株式会社、有限会社。それを差別するとかの話ではないんですけども、ただ、これ、10社を見ると、その中では有限会社は1社だけなんですよ。</p> <p>そこで契約金額が1億1,000万というふうなことになっているんで、できれば浪岡電設さんの会社の業務内容、それから過去において防災関係のをどこで仕事をなさったのか。その実績があるのかないのか。それらを教えていただきたいという</p>

		<p>ことと、一応仕事の業務、施設改修内容については説明が合っているのでもわかりましたけれども、これはどうなのですか。もし、新庁舎ができた場合、そこにそのままそっくり移せると言ったらいいか、そういうふうなものになっているのか。また新庁舎ができたときには新たな設備を入れなければならないというふうなものなのか。</p> <p>できれば、そうお金を使わないように、そのまま新庁舎のほうに移設できるような、そういうシステムになっているのかどうか。そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>浪岡電設の会社の概要ということでございますが、知り得る範囲内でお答えいたします。</p> <p>有限会社、株式会社それぞれありますが、浪岡電設につきましては、会社の設立形態が有限会社ということでございます。</p> <p>それから年間の平均完成高が指名願いの状況によりますが、6億2,400万ぐらいになってございます。それから資本金が2,000万ということです。</p> <p>あと電設会社でありますので、電気工事、電気通信工事等を主にやっております。</p> <p>以上がわかる範囲でございます。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>過去にどのような工事をやったかというふうなお話でありますけれども、平成21年度に下田地区で防災行政無線の施設工事をやった際には、若葉と住吉地区で604台の無線機の設置をしております。</p> <p>それと最近であれば、27年度、当町の津波監視カメラも浪岡電設が設置しております。</p> <p>それと新庁舎ができた場合は移設できるかというふうなことでありますけれども、できるものと考えております。</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>以上です。</p> <p>7番。</p> <p>わかりました。そういうふうな実績があるのであれば、それはそれでいいと思いますけれども、ただ、私は初めて見る会社でもあるというふうなことも考えて、今後こういうふう提案してくるときには、その会社内容も、できれば明記していただきたいと思っておりますけれども、それらはいかがなものでしょうか。</p> <p>また、これだけ設備が、いろいろな設備が敷設になってくるわけですね。防災から初め一般、弱電放送関係とか。それに対して、恐らく委託をするようなことで管理をしていく。それはなっていくのだろうと、そういうふうには思いますけれども、やはり職員の中に技術専門の職員を雇用して、やはりそれらの全てを把握できる人を採用していくべきではないかなと思っておりますけれども、今現在は、どのようになっていますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>一番最初のご質問の議案のひな型に関することでございます。</p> <p>今回の契約議案の様式につきましては、まず標準的なものを今回採用してございます。今の議案書の12ページの別紙のところをみますと、契約の目的、方法、契約金額、それから相手方ということで会社の住所、それから会社名、代表者等々が書かれてございます。</p> <p>このスタイルは先ほども申し上げましたとおり標準的なものということ、それから過去も何十年もこういうスタイルでやっております。それから他の市町村を見ましても、大体このようなものでやっておりますので、これにさらに詳細なものとなりますと、やはり一考を要するものかと、慎重な研究が必要かなと思っておりますので、その辺でご了承いただきたいと思っております。</p>

答弁	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>管理の部分でございますけれども、管理の部分については、現在、委託業者に管理をしてもらっております。</p> <p>運用につきましては、電波法上、陸上無線従事者がいればいいことになっておりますので、そちらの部分につきましては役場職員の中に7名ほど取得した者がございます。</p> <p>ただ、施設の整備、管理につきましては職員はやはりできないということもありますので、ここの部分につきましては、これまでどおり委託になっていくということになるかというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>その会社、内容的なのは明記できないというふうな答えであったんですけども、そうではなくて、やはり私らは資料を渡されたときに、やはりその会社がどういう内容の会社であるかというようなのを把握した上で、判断材料にしたいというようなのはあります。そういうことから、やはり過去の実績なり業務内容なり、それらを含めて明記することをやっていただきたい。これを要望として、お願いしておきます。</p> <p>それから、さっきの資格の関係のことなんですけれども、無線関係のそれはそれとしても、やはり専門職の人がちゃんとして、全部を把握していかないと、災害等何かあったときに対処の関係があると、なかなか業者を呼んで業者との連絡をとりながらというのではちょっと遅過ぎると思うんで、やはりそれに精通した人を置くような体制をとるべきではないかなと、そういうふうに思います。</p> <p>考えていただければなど、そういうふうに思いますので、以上です。</p>

答弁	馬場議長	企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 議案書の関係でございます。 他市町村の事例、それから標準的なもの、そういったものを研究しながら後日、議会のほうと相談させていただきたいと思 います。
	馬場議長	答弁漏れはありませんか。 まちづくり防災課長のほうは答弁ありませんか。 7番、よろしいですか。答弁はいいですか。
	7番 (檜山 忠君)	考えておくのだったら考えておくで返事してくればいいで す。検討してみますというような。もう全くそれはやることな いというのであれば。
答弁	馬場議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (田中貴重君)	今の質問の件につきまして、内部のほうで調整をしてみたい というふうに思います。相談してみたいと思います。 以上です。
	馬場議長	11番、西館芳信議員。
質疑	11番 (西館芳信君)	今回の工事につきまして、ざっと見ますと、額もそんなに多 くはない。それから単に——単にというのは失礼だかもしれな いけれども、アナログをデジタルにかえるということで、そん なに難しい技術だとか、それから資格というのは必要ないので ないのかなというふうに私なりに思ったわけです。 そうすると、こういうふうに町外の業者をずらっと、それな りの会社を並べなければならなかった理由というのは県のほう の格付基準の指定とかまずそういう状況、それがどうであった のか。 それから、2つ目として、従来こういうふうな工事は、工区

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>に分けて3つとか4つとかという、これも大体3つぐらいに分けて、3,000万ぐらいで3つぐらいに分けて難しい技術も資格も要しないとになったら町内の業者が十分対応できるものでなかったのか。そういうふうにすることは何ら難しいことではなかったのではと考えるんだけど、いかがでしょうか。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。 指名業者の考え方でございます。 まず、この工事そのものが親卓等も入ってございますので、今回の事業費も1億を超えているものでございます。 それから、指名業者につきましても1億を超えるという電気工事でありますので、上十三三八地区の中から施工能力、実績、完成工事高、それから技術者等を勘案して今回の10社を選定してございます。 地元業者は1社でございますが、町内のほかの業者を見ますと、一級技術者、それから完成工事ともにやや不足しているものとして判断いたしまして、今回の指名業者としてございます。 以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番。</p> <p>一番最初に1億を超える事業だというふうに、もう1億を超えるというのが前提にあれば、今、企画課長が話したように、そういうふうにもいろいろ工夫することが必要だと思うのだけれども、1億を超えないと。3つに分割して3,000万、3,000万、3,000万だと。そうすると、その3,000万の中の1つの部分に主要なものがあって、ここだけは、これを頭にせずとやらなきゃならないという、その頭が大事なものだとは考えられないのですよ。 横並びで、ただ1億円ということであれば、それをようかんを3つに切るようにすれば、何ら難しいことではないというふうに、素人の頭としてはそういうふう考えるんだけど、</p>

答弁	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>どうでしょうか。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>今、3工区等に分けたらというふうな話でございましたけれども、この防衛の補助金でありますけれども、この防衛の補助金は、今回、改修工事というふうなことで1億1,800万ほどの工事でございます。そのほかに新設工事というふうなことで、ほかに3,000万等の工事が、新設工事ということで2本発注しております。</p> <p>結果的には今回の議案の中で報告、議会の承認を得なければいけないというふうなことで1億1,800万の工事を提案しておりますけれども、実際はそのほかに、新設工事というふうなことで、2本そのほかに発注しているというふうなことになっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番。</p> <p>答弁の内容はわかるのだけれども、要するに本当に聞きたいのは、1億という金額はあるんだけれども、それをうまく工夫して、町内の業者に行き渡るような、幾らでもそういう工夫があったのか、なかったのかというふうなことを聞きたいわけです。</p> <p>「できるんじゃないか、これだったら」ということを私は思っているんだけれども、「いやいや、議員はそう考えるんだろうけれども、ここにはこういうふうなからくりがあって、できないんですよ」というのを一言出してくだされば。あるいは「いや、そこまで考えませんでした」という答えなのか。そこをはっきりさせていただきたいと思います。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>

答弁	まちづくり防災課長 (田中貴重君)	<p>今回の工事の部分で分割できなかったのかというふうなことで、分割することによって、本数を多くすることによって経費が多くなるということで、今回は改修工事というふうなことで、この1本で発注したというふうなことでございます。</p> <p>以上です。</p>
	馬場議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	6番 (平野敏彦君)	<p>私は今の答弁を聞いて分割することによって、経費が多くなるというのはどういうふうな意味なのかなというふうな、理解がちょっとできません。</p> <p>土木工事なんかですと1路線を分割して発注しているのは今まで何回かあったわけで、百石地区にあっても、例えば浜通地区とか区分けをすることによって金額的に1億を分けるような形で発注が可能でなかったのかというふうに質問されているんですけども、ちょっと意味がわからないような答弁だなと。もう一回、なぜ経費が多くなるのか。</p> <p>設計が1本あって、そこから分けていくわけですから、そういうふうなのもちょっと理解ができないなという思いがありますので、今一度私にわかるように説明をしていただきたいと思っています。</p> <p>それからもう1点、これが聞きたいところですけども、1月6日に、この競争入札が執行されて、この前私に、無線の機械が変わるというふうなことで、今度こういうふうな形に変えますよというふうな、人が来て説明に来たと。私のほうにも来たんですけども。それはいいのですけれども、そうしたら「機械がどこにあるか」とかと言って家の中のその機械があるところを確認に上がってきたという。そういうふうなのがあっただけなのかということの私に問い合わせが何件かありました。</p> <p>私も「まだ機械が新しくちゃんと配布になっていないのに、家の中で、ただ差しかえするだけの機械だから、何も業者でなくてもできる、前はやったよ」というふうな説明をしたら、「いや、家に来て、ちゃんとそこのあるところまで来て、確認して、今度新しく機械をやるというふうな人が来ました」というふう</p>

		<p>なことで話があつて、おかしいのではないかという話もありましたので、この業者のほうでそういうふうなことをしているのか。行政側のほうで、そういうふうに戻って説明しなさいというふうな形で指示をしているのか。</p> <p>そうでなかったら、例えばちゃんとチラシならチラシで、こういうふうな形でこうなりますという形で配ったほうが一番よくみんな理解できるのではないかと思うんですけれども、この点についてちょっと答弁いただきたいと思います。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>答弁願います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>1点目の経費の部分でございますけれども、こちらの部分は私も詳しく今、回答できませんので、後日というか、この後確認して答弁させてもらいたいというふうに思います。</p> <p>それと家の中に入ってきたというふうなことでございますけれども、町のほうからの説明、業者への指示として、まずチラシを持って説明をします。その後どここの場所につけるかというふうなことで、確認をしながら、また後日、日程を確認して取りつけ場所を確認するというふうなことで指示しております。</p> <p>チラシで説明して、その後にもまた口頭で説明して、それで本人の了解をもらって、一応家に上がって、電波の確認をしながら取りつけるというふうなことをしておりますので、勝手に上がっているとか業者が勝手にやっているというふうなことはないというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>経費のところについては、そういうふうなことで、今よくご説明できないようではございますけれども、設計というのはちゃんとこの1億1,800万の仕事に要するこういうふうな経費で、こういうふうな材料、部材、こういうふうなものを使って、こうい</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>うふうな設計になって、入札をしたら1億1,800万になっているわけですから、分けても私は別に膨らむというふうな根拠がよく理解できないので、後でもちゃんしたものがわかればいいと思います。</p> <p>ただ、今の業者の工事するほうの対応ですけれども、町からは本人の了解とかというふうなことを言っているのだけれども、本人は了解とか云々するよりも、もうこういうふうな工事が始まってこうなりますよというふうなことで、入ってもいいでしょうかとかそういうふうなものなく、どこにあるかというふうなことで家に入ってきているというふうなことです。</p> <p>やはり私のところに来たのもチラシは持ってきていませんよ。ただ「いづろ都合がいいですか」というふうなことで確認に歩いていましたから。</p> <p>やはりその辺、ちゃんとした町の指示どおりで、業者のほうで、多分これは1社で浪岡電設が全てやるわけじゃないでしょう。多分下の業者とかそういうふうなのを使うんじゃないですか、下請けを。……でも、これも百石地区でしょう、今これからつけるのは、まだついてないでしょう。</p> <p>いいですよ、それと絡めて、今やるのも。だから、そういうふうなところをちゃんと。</p> <p>本当にそれだったらそれで、町が指示して、こうやって業者のほうに指導してやっていますよと。全て業者がそういうふうな形でやっているというのだったら、それでいいのですけれども、そういうふうなものを受けている町民というのも何人かいるわけですから、その辺の指導が本当に適切にされているかどうかというふうなのをもう一回確認します。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>ちょっと確認をさせていただきます。</p> <p>まず、今、平野議員がおっしゃっている戸別受信機の件につきましては、これは既に発注している、6月に発注した戸別受信機。こちらのほうを9工区に分けて行っているものが今、業者が回っているというふうなものであります。</p>
-----------	------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

答弁	馬場議長	<p>それと今の今回の部分につきましては、これから工事の準備をして、戸別受信機を町内全域、特に公共施設や事業所等に設置するというふうなもの。110台につきましては、これからというふうなことでございます。</p> <p>もし、前に発注した戸別受信機の中でそのような業者があるのであれば、こちらのほうから再度徹底をして指示をしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>6番、よろしいですか。</p> <p>まちづくり防災課長に申し上げます。</p> <p>分割発注できない理由として経費がかさむということですが、その経費について、今答えられないということですから、暫時休憩をして答える準備をしていただきたいと思います。</p>
	馬場議長	<p>暫時休憩します。11時5分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時48分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時05分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前の質問に対するの答弁をお願いします。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
	まちづくり防災課長 (田中貴重君)	<p>先ほどの質問、確認をして答弁をしたいというふうに思っております。</p> <p>まず、この事業に対する全体の計画をまずお知らせを申し上げます。前の事業とこれからの発注の事業がちよっと混同しているようなところがございますので、少し説明をさせていただきます。</p> <p>まず、今現在、業者さんが回っている事業につきましては、以前に発注した事業として、今、9工区、それぞれの業者さんが戸別受信機、百石全体の9工区を回っているというふうなことで、今進めているものでございます。</p> <p>それと、今これから発注するのは、親卓を中心とした改修をする中心とした機器の購入等含めた工事でございます、こちらのほうは分割できないというふうなものであります。</p>

日程終了		<p>この事業につきましては、実は全体で1億9,000万ほどの事業でございます、分割できるパンザマストの新設等につきましては、2工区に分けて別に発注してございます。それと今回の1億1,800万の工事につきましては、これは親卓の購入、改修というふうな付随したものでございますので、分割できないというふうなものでございます。</p> <p>先ほど議員に対して経費が膨らむというふうな答弁をさせてもらいましたけれども、こちらのほうは間違いでございますので、訂正させていただきます。</p> <p>以上であります。</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>6番、よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第1号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>以上で本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (小向道彦君)	<p>先ほど、報告第2号のところ以西館議員の質問に答えられなかったところがありましたので、答弁させていただきます。</p> <p>育児休業等に関する給与関係でありますけれども、給与についてはございません。ただ、共済組合のほうから育休手当金が出まして、180日までにつきましては100分の67、18</p>

	<p>馬場議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>0日から1歳までは100分の50が手当金として支払われます。あと期末手当については、その育児休業期間の2分の1が除算されると。あと勤勉手当については、全期間を除算されるということで、勤勉手当については出ないということでありませう。</p> <p>以上です。</p> <p>ここで町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>町長。</p> <p>平成29年第1回おいらせ町議会臨時議会におきまして、議員各位には新年の大変ご多用中のところ、ご参集いただき、提案いたしました全ての議案について議決賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、引き続き町政運営に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>さて、近年まれに見るほど穏やかな天気、天候のもと、新年を迎えることができたためか、ここ数日の寒さが非常に厳しく感じられます。また例年ですと厳しさを増す寒さとともにインフルエンザが本格的に流行するため、特に健康に注意しなければならない時期を迎えます。</p> <p>笑いは体の免疫力を高め、健康によいといわれております。そこで議員の皆様には来週22日に開催が予定されております恒例の「新春！うそ八百・ほら吹き大会」に、ぜひとも足を運んでいただき、町民の皆様とともに大いに笑い、心と体を元氣いっぱいにしていただければ幸いに存じます。</p> <p>議員各位におかれましては、健康に留意されまして、本年も昨年と変わらぬご活躍を心からご祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会に当たっての挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、平成29年第1回おいらせ町議会臨時会を閉会いたします。</p>
閉会宣告	馬場議長	

		<p>ご苦勞様でございました。</p> <p style="text-align: right;">(閉会時刻 午前 1 1 時 1 1 分)</p> <p>事務局長 (中野重男君)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立ください。 礼。</p> <p>事務局長 (中野重男君)</p> <p>事務局からお知らせいたします。 議員の皆さん、これから町附属機関への議員の派遣について 打ち合わせを直ちに行いますので、議員控室のほうにお集まり くださるようお願いいたします。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 29 年 2 月 16 日

議 長 馬 場 正 治

署名議員 檜 山 忠

署名議員 川 口 弘 治